

介護予防サービス要支援1・2の方の利用できるサービスが一部変更になります

介護予防サービス(要支援1・2)の『介護予防通所介護(デイサービス)』と『介護予防訪問介護(ホームヘルプ)』が『介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」)』へ移行し、それぞれ『通所型サービス』と『訪問型サービス』になります。

平成28年10月から総合事業のサービス(通所型サービスと訪問型サービス)のみを利用する場合は、基本チェックリストを受け事業対象者(要支援相当)と判定されれば、要支援認定を受けずに利用可能になります。

また、すでに要支援認定を受けている方は、平成28年12月31日以降に認定期間が満了し更新した方から、順次総合事業のサービスへ移行します。

今後、地域の実情に合わせたサービス(緩和した基準によるサービス等)を段階的に実施していきます。

問 本庁 介護高齢課介護・高齢者福祉G ☎52-1111 内線172

山支 市民福祉課市民福祉G ☎57-2121

美支 市民福祉課市民福祉G ☎58-2111

緒支 市民福祉課市民福祉G ☎56-2111

御支 市民福祉課市民福祉G ☎55-2111

総合事業の利用までの手順

